

2017年12月1日
渋谷教育学園幕張中学校・高等学校

渋谷教育学園幕張中学校・高等学校入学試験問題の二次利用について

1. 著作権

- (1) 渋谷教育学園幕張中学校・高等学校（以下「本校」という。）入学試験問題の著作権は本校に帰属します。
- (2) 試験問題の一部に、本校以外の第三者が著作権を有するものがあります。この場合、著作権の利用許諾が得られないために非公開とすることがあります。
- (3) 試験問題としての性格上、出典を明示しないことがあります。

2. 二次利用

- (1) 試験問題の一部又は全部を二次利用したときは、「渋谷教育学園幕張中学校・高等学校入学試験問題利用報告書」（以下「利用報告書」という。）を、一用途ごとに本校へ、成果物の公表から1か月以内に提出してください。また、利用報告書には、二次利用による成果物〔出版物、教材及び電子媒体等（インターネット掲載の場合は、当該ページの複写等）〕1部を添付してください。
- (2) 二次利用による成果物の再版等を行うときは、利用報告書を再度提出する必要はありません。ただし、内容の改訂又は再編集等を行った場合は、この限りではありません。
- (3) 次の場合は、利用報告書の提出は不要です。
 - ① 受験予定者が自主学習のために使用する時
 - ② 著作権法 35 条に基づき、学校その他の教育機関の教職員が教育の一環として使用する時
- (4) 本校以外の第三者が著作権を有するものを二次利用するときは、利用者の責任において著作権者（著作権処理を受託している団体等がある場合はその団体等）に対し、適切に許諾手続等を行ってください。

3. 出典の明示

- (1) 試験問題の一部又は全部を二次利用する場合は、本校の試験問題からの引用であることを必ず明示してください。また、原本どおり利用できない場合は、改変したことを必ず明示してください。
- (2) 本校では解答・解説・配点を一切公表していないため、それらを掲載する場合は、本校が公表したものでないことを必ず明示してください。

4. 利用報告書の提出先

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉1丁目3番地
渋谷教育学園幕張中学校・高等学校 入試対策室
電話 043-271-1221(代表)

以上